

# 令和7年度草津市農業振興計画審議会 次第

日 時：令和7年9月16日（火）10時00分～

場 所：草津市役所2階特大会議室

## 1 開 会

## 2 新委員紹介

## 3 第2次草津市農業振興計画概要説明

第2次草津市農業振興計画の成果目標と進捗管理について

資料1

令和7年度の第2次草津市農業振興計画に基づく取組について

資料2

令和8年度の農業振興計画の中間見直しについて

資料3

## 4 質疑応答

## 5 閉 会

### ■ 配布資料

・次第

・草津市農業振興計画審議会委員名簿

・配席図

・草津市附属機関運営規則（抄）

・第2次草津市農業振興計画概要版

・資料1 第2次草津市農業振興計画の成果目標と進捗管理について

・資料2-1 第2次草津市農業振興計画に基づく取組について

・資料2-2 新規・重要事項まとめ

・資料3 中間見直しについて

・資料4 【概要版】次期「滋賀県農業・水産業基本計画」計画原案（案）

・資料5 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

## 草津市農業振興計画審議会委員名簿

(敬称略、赤字は新委員)

分野	氏名	役職
学識経験者	松原 豊彦	立命館大学食マネジメント学部 教授
学識経験者	金子 あき子	龍谷大学農学部食料農業システム学科 講師
公募市民	飯田 英子	公募委員
公募市民	岡崎 華歩	公募委員
公募市民	廣田 治子	公募委員
農業従事者	池田 茂幸	草津市野菜出荷連絡協議会 会長
農業従事者	田中 治嗣	指導農業士
農業委員	堀 裕子	草津市農業委員
農地利用最適化推進委員	辻 善一	草津市農地利用最適化推進委員
関係団体から選出	速水 宣胤	滋賀県立湖南農業高等学校 校長
関係団体から選出	中嶋 慶喜	草津市観光物産協会 副会長
関係団体から選出	箕浦 啓太	株式会社平和堂生鮮食品事業部 青果課バイヤー
関係団体から選出	吉川 彰治	レーク滋賀農業協同組合 経営管理委員
関係行政機関	漆畑 貴俊	農林水産省近畿農政局滋賀県拠点 地方参事官
関係行政機関	那須 大城	滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課 課長補佐

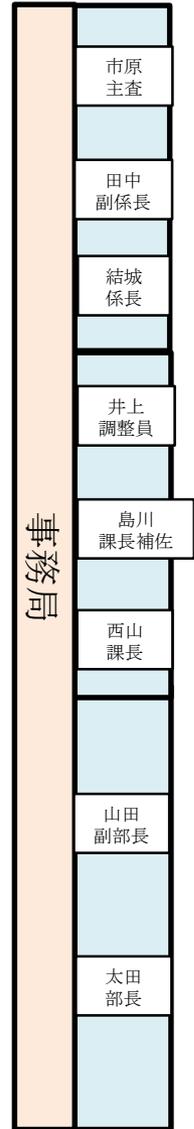
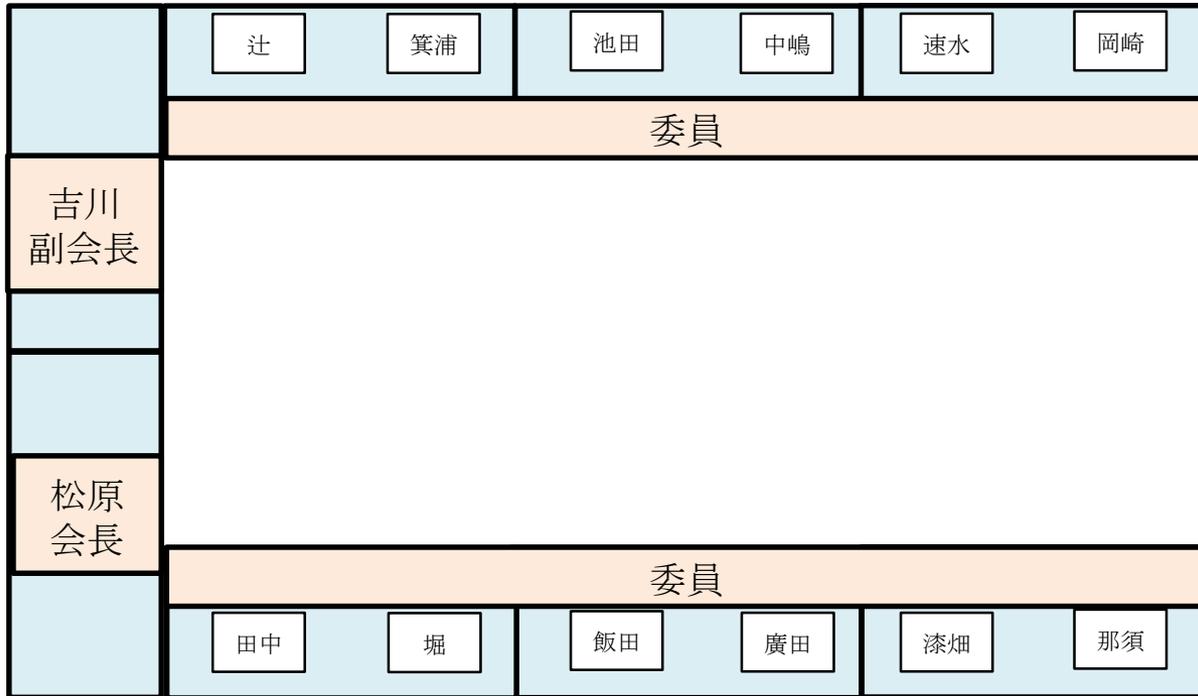
(任期：令和7年10月5日まで)

令和7年度草津市農業振興計画審議会  
配席図（2階特大会議室エレベーター側）

出入口

出入口

煙斗



傍聴席

近畿農政局滋賀県拠点

西村  
農政  
推進官

○草津市附属機関運営規則（抄）

平成25年4月1日

規則第35号

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる市長の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

（委員長等）

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織(以下「分科会等」という。)を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

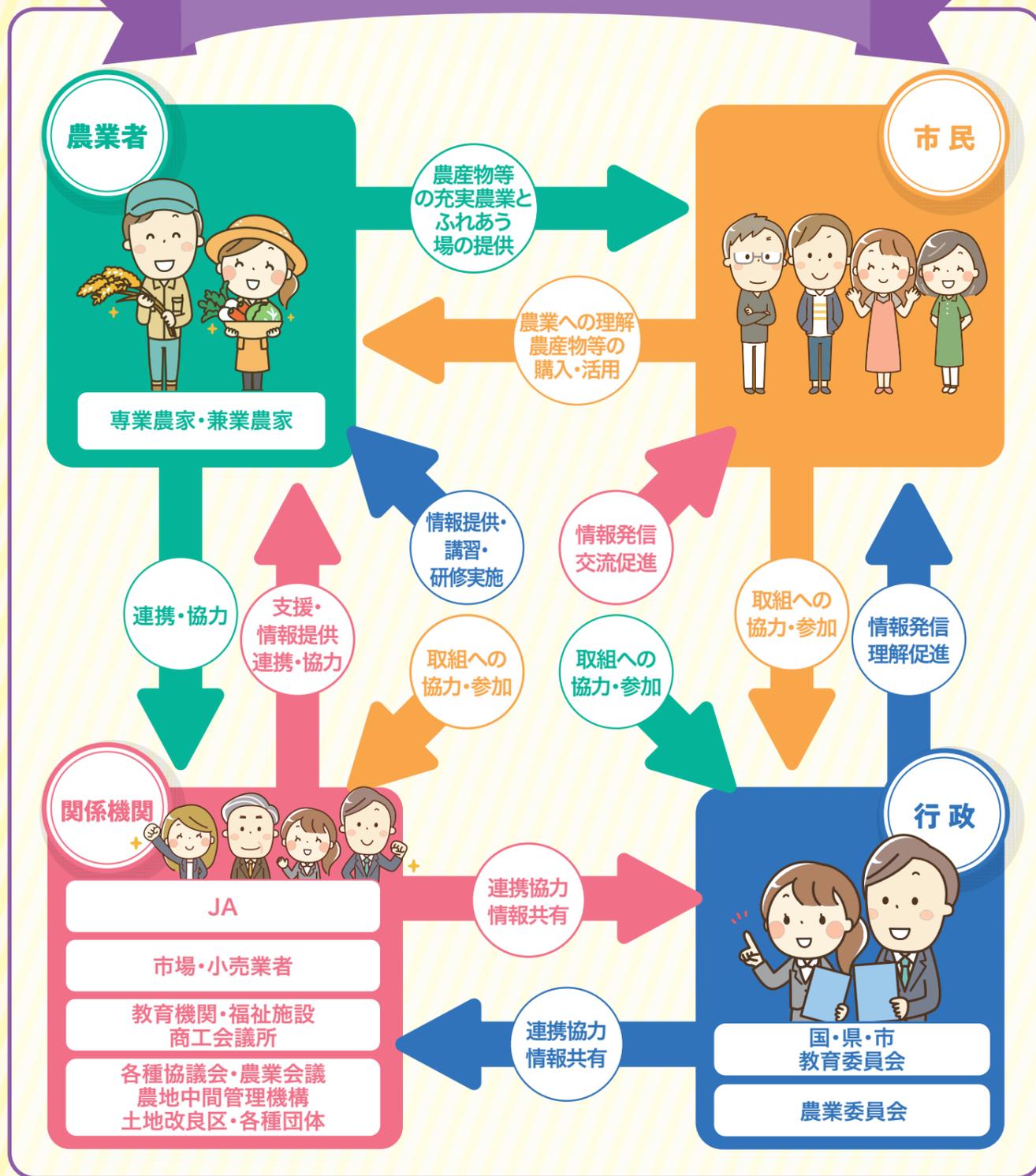
(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

別表第1（第2条、第10条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市農業振興計画 審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募市民 (3) 農業従事者 (4) 農業委員 (5) 農地利用最適化推進委員 (6) 関係する団体から選出された者 (7) 関係行政機関の職員 (8) その他市長が必要と認める者	環境経済部農林水 産課

## 計画の推進体制



# 第2次 草津市農業振興計画

【概要版】

目標年度  
令和14年度 (2032年度)  
令和4年 3月策定 (2022年)

### 計画策定の趣旨

草津市における農業の振興に関する方向性や、具体的な取り組みを計画的に推進し、さらなる農業の成長やまちの発展を目指します。

### 計画策定の背景

現在、農業者の高齢化や減少、宅地化の進展等といった要因によって、農地が減少するなどの傾向があることに加え、気候変動の影響等、新たな脅威も懸念されています。

一方で、AI、IoT等の技術革新による生産性の向上や、グローバル化による海外マーケットのさらなる拡大等、農業の成長産業化が進行しており、また、様々な人材が農業に関わる「田園回帰」の動きもみられるようになってきています。

本市における施策・事業の推進状況を踏まえ、農業を取り巻く環境の変化に対応するため、「第2次草津市農業振興計画」を策定しました。

# 未来につなぐ草津の『農業』 『農』がうるおす健幸なまち

農業者、市民、関係機関、行政等の多様な主体が農業に関わることによって、草津の農業を次世代につなげていくとともに、『農』の活用を教育、観光など多様な分野に拡大し、草津の暮らしに広く浸透することで、健やかで幸せに過ごせるまちの実現を目指します。



## 基本方針 1



### 農地の保全と生産基盤の強化

草津市の農業を次世代へと継承し、持続的に発展させていくために、土地改良施設の計画的な改修を進める等、農地の保全に努め、効率的な営農環境を維持します。また、農業者、土地改良区、行政等、様々な主体が連携し、農地の活用を円滑に進めるための基盤の強化を進めます。

成果目標	担い手への農地集積率	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		54.8%	65.0%	75.0%
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業取組団体の活動面積	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)	
	526ha	545ha	598ha	

基本施策	取組事業
① 効率的な営農環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地改良事業の推進</li> <li>●土地改良施設の計画的な更新</li> <li>●土地改良施設の適正管理の推進</li> </ul>
② 計画的な農地保全と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優良農地の保全</li> <li>●有害鳥獣対策の推進</li> <li>●耕作放棄地の解消</li> <li>★農地の集積・集約化【新規】</li> </ul>
③ 農地の多面的機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>★地域ぐるみで農地保全活動の推進</li> <li>●農地の多様な活用の推進</li> </ul>

※重点事業は★



## 基本方針 2



### 人材の確保・育成と農業経営の強化

経営形態の法人化や農業に関心を持つ方、女性の農業への参画推進等により、幅広い人材の確保に努めます。また、農業所得の向上に向けて、スマート農業や高収益作物の栽培の推進等により、農業経営基盤の育成・強化を進めます。併せて、産地の認知度向上や高付加価値化の取組により、草津市産農産物が広く求められ、消費拡大および農業者の収益向上につながるよう努めます。

成果目標	認定農業者数	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		61経営体	66経営体	72経営体
高収益作物の耕作面積	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)	
	75.9ha	82.5ha	94.5ha	

基本施策	取組事業
① 多様な人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規就農者の受け入れ体制の整備【新規】</li> <li>●就農定着に向けた支援の充実【新規】</li> <li>●女性農業者の参画の推進【新規】</li> </ul>
② 活力ある担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>★支援制度の活用推進</li> <li>●農業経営に関する研修・講習の実施</li> <li>●中・小規模農家の支援</li> <li>●経営継承の推進【新規】</li> </ul>
③ 生産性向上と販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スマート農業の推進【新規】</li> <li>★農業所得の向上</li> <li>●GAPによるより良い農業経営の実現</li> <li>●気候変動、感染症等リスクへの対策強化【新規】</li> </ul>
④ ブランド強化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●草津ブランドの強化【新規】</li> </ul>

## 基本方針 3



### 『農』を通じたつながりの拡大

関係機関が連携し、市民が「農」や農産物の「魅力」や「良さ」、農地の持つ「多面的機能」への理解と共感を深めることで、『農』を通じたつながりの拡大に努めます。また、消費地も有する草津市の特性を生かし、環境と調和した豊かな市民生活を創造します。

成果目標	地元の農産物を購入するよう心がけている市民の割合	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)
		51.9%	55.0%	60.0%
農業体験に参加した人数	R2(現況)	R8(中間)	R14(目標値)	
	1,747人	2,000人	2,300人	

基本施策	取組事業
① 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●草津市産農産物の流通拡大</li> <li>★草津市産農産物の利用拡大</li> </ul>
② 情報発信・ふれあいの機会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>★情報発信の充実</li> <li>●市民農園の活用推進</li> <li>●グリーンツーリズムの推進【新規】</li> <li>●家庭菜園・ベランダ菜園の推進【新規】</li> <li>●農業振興拠点施設の機能の拡充【新規】</li> <li>●即売会等の実施</li> <li>●食農教育の充実</li> </ul>
③ 異業種連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携強化</li> <li>●農福・農商・農学の連携強化【新規】</li> </ul>
④ 環境に配慮した農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全型農業の推進</li> <li>●資源循環型農業の推進【新規】</li> </ul>

## ●第2次草津市農業振興計画の成果目標と進捗管理について

←過去の実績 今後の目標値→

成果目標		(計画策定時) R3年度	(初年度) R4年度	R5年度	R6年度	(中間) R8年度	(目標) R14年度	※1 前年度比(%)	前年度実績値との 比較考察	※2 達成率(%)	目標達成のために 今後必要とされる取組
基本方針1	担い手への農地集積率	58.6%	61.3%	65.1%	66.2%	65.0%	75.0%	101.69%	担い手に対し、関係機関と連携し支援を行うとともに、各制度の周知や農地中間管理機構を通じた利用権の設定など、農地の利用集積を図ったことが成果として表れました。	88.27%	農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りや地域計画の取組を通じて、担い手への更なる集積率の向上を図ります。
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業取組団体の活動面積	524ha	524ha	524ha	524ha	545ha	598ha	100.00%	4町に対して事業説明を行い、引き続き実施に向けて検討いただいているところですが、現段階では実施に至っておりません。	87.63%	引き続き、新規で活動に取り組む団体の掘り起こしを進めるとともに、既存の活動団体が継続して事業に取り組めるよう草津用土地改良区と連携しながら、広域組織の体制強化を図る必要があります。
基本方針2	認定農業者数	61経営体	61経営体	63経営体	61経営体	66経営体	72経営体	96.83%	新たに1名が認定新規就農者になられ、認定新規就農者の期間が満了した方に対しても認定農業者に移行するよう呼びかけを行いました。	84.72%	各種支援を受けることが可能となる認定農業者のメリットを農業者に伝えるための取組の実施等を県やJALーク滋賀と連携し、認定農業者の確保に繋がります。
	高収益作物の耕作面積	75.1ha	74.0ha	72.4ha	71.7ha	82.5ha	94.5ha	99.03%	国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行ったほか、市の補助制度を整備し、水田を活用した高収益作物作付推進の取組を行いました。高収益作物の耕作者数の減少等により、耕作面積は減少となりました。	75.87%	引き続き、国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行うとともに、市の補助制度を継続し、高収益作物の作付面積の増加に向けた取組を関係機関と連携し進めます。
基本方針3	地元の農産物を購入するよう心がけている市民の割合	44.4%	45.5%	46.5%	50.3%	55.0%	60.0%	108.17%	ブランド市の開催やBKC、友好交流都市との連携などPRや啓発につながるイベントへの出展を行い、市民の方が草津市の農産物に触れる機会が増加しました。	83.83%	草津ブランド市等の直売イベントを開催する他、ワークショップ、各イベントへの出展を実施し、市民の方が地元の農産物に触れる機会の提供を行います。
	農業体験に参加した人数	1,819人	2,030人	2,398人	2,509人	2,000人	2,300人	104.63%	「はたけのこ体験事業」や市民の方に「ベランダ菜園講座」を実施しました。また、こども園等の幼児やその家族を対象に幅広い世代が参加したため、農に触れる機会が増加しました。	109.09%	「はたけのこ体験事業」では令和7年度以降の継続的な実施を目指すとともにベランダ菜園講座等も継続的に実施し、市民が農に触れる機会の増加を図ります。

※1：当該年度／前年度×100

※2：当該年度／R14×100

「第 2 次草津市農業振興計画に基づく取組内容」  
 (基本方針 1「農地の保全と生産基盤の強化」)

基本施策	取組事業	R 6取組予定	R 6取組実績	R 6進捗状況の考察・理由	R 7取組予定
効率的な営農環境の整備	① 土地改良事業の推進	・常盤北地区の農地整備事業を進めるため、令和6年度の事業採択に向け、地元事業実施委員会と調整を図り、県営事業として着手します。【新規】 ・県営事業として引き続き実施設計や換地、評価事務を進めながら、工事や換地原案の公表に向けて取り組みます。	・常盤北地区の農地整備事業について、新たに事業採択を受け、県営事業として着手しました。 ・馬場・山寺地区基盤整備事業について、県営事業として実施設計や換地、評価事務を進め、工事や換地原案の公表に向けて取り組みました。	・常盤北地区の農地整備事業について、県営事業として実施設計を進めました。 ・馬場・山寺地区基盤整備事業について、県営事業として地区の1/3の実設計および地区全体の評価事務を完了しました。	・常盤北地区の農地整備事業を進めるため、県営事業として引き続き実施設計を進めるとともに、工事着手します。 ・馬場・山寺地区基盤整備事業について、県営事業として換地計画原案を作成・公表を行い、確定に向けて取り組みます。
	② 土地改良施設の計画的な更新	・草津用水 2 期地区事業として、常盤用水路・笠縫用水路・志津用水路の更新工事の早期完了に向けた支援を行います。 ・用水管の更新事業として、草津用水湖辺地区事業が県営事業として新規採択を受け、湖辺エリアの設計業務を支援します。	・草津用水 2 期地区事業の常盤用水路・笠縫用水路・志津用水路の更新工事を支援しました。 ・用水管の更新事業について、県営事業として笠縫工区の基本設計を支援しました。	・計画どおり県および草津用水土地改良区と連携しながら、草津用水 2 期地区事業、草津用水湖辺地区事業を進めることができました。	・草津用水 2 期地区事業として、常盤用水路・笠縫用水路・志津用水路の更新工事の早期完了に向けた支援を行います。 ・用水管の更新事業として、草津用水湖辺地区事業について、県営事業として引き続き設計業務を進めるとともに、工事着手します。
	③ 土地改良施設の適正管理の促進	・草津用水土地改良区と連携し、土地改良施設の利用状況や管理体制の現状を把握し、適切な管理・運用を図ります。	・草津用水土地改良区と連携し、土地改良施設の適切な管理・運用を図りました。	・草津用水土地改良区に土地改良施設の管理、体制整備を支援したほか、電気代高騰に対しても支援を行いました。	・草津用水土地改良区と連携し、土地改良施設の利用状況や管理体制の現状を把握し、適切な管理・運用を図ります。
計画的な農地保全と活用の推進	① 優良農地の保全	・草津農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域内農用地の無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地のかい廃を防ぎ、農用地を営農に適した良好な状態で確保するとともに、農業生産の向上を図るための土地改良施設の維持を行うことで、優良農地の保全に努めます。	・草津農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域内農用地の無秩序な農用地のかい廃を防ぎました。 農振除外件数： 0 件 農振編入件数： 69件41,393㎡ 軽微変更件数： 2 件 1,685㎡	・農業振興地域内の農用地（青地）は優良農地として保全すべき土地であることから、案件ごとに除外の必要性・代替性の有無を判断しました。	・草津農業振興地域整備計画に基づき、農業振興地域内農用地の無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地のかい廃を防ぎ、農用地を営農に適した良好な状態で確保するとともに、農業生産の向上を図るための土地改良施設の維持を行うことで、優良農地の保全に努めます。
	② 有害鳥獣対策の推進	・有害鳥獣の捕獲を行う団体や地域と連携し、一斉捕獲や集落環境点検等を行います。 ・有害鳥獣の捕獲を効率的かつ適正に行うため、狩猟免許取得者の確保に向けた免許の取得をHP等で周知し、取得者確保に努めます。 ・農作物への鳥獣被害調査を行い、有害鳥獣の捕獲を行う団体と連携して、効果的な捕獲等を行います。	・有害鳥獣の捕獲を行う団体や地域と連携し、一斉捕獲等を行いました。 ・狩猟免許取得者の確保に向け、免許取得に係る支援を行いました。狩猟免許取得者の確保に足りませんでした。 ・農作物への鳥獣被害調査を行い、新たな防除機器を導入しました。  【捕獲実績】 R6 獣類：2頭、小動物：11頭、鳥類：17羽	春先の一斉捕獲が行えなかったため、鳥類の捕獲量が少なかった。	・有害鳥獣の捕獲を行う団体や地域と連携し、一斉捕獲、集落環境点検等を行います。 ・農作物への鳥獣被害調査を行い、有害鳥獣の捕獲を行う団体と連携して、効果的な捕獲等を行います。
	③ 耕作放棄地の解消	・耕作放棄地の所有者に対する指導を行います。 ・「新規就農者サポート体制構築事業」の実施に向けて、関係機関と連携して体制構築を進めます。 ・就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】	・農業委員による現地確認を行い、耕作放棄地の所有者に対して文書で指導を行いました。 ・県やJAとの関係機関連携会議を毎月実施し、新規就農者確保に向けた取組の協議を行いました。 ・就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートしました。 【耕作放棄地：5.3 ha、窓口就農相談件数：23件】	・引き続き、耕作放棄地の所有者に対する指導を行っていく必要があります。 ・国の補助制度を活用した「新規就農者誘致環境整備事業」を計画し、関係機関と連携して、体制構築を進めていく必要があります。 ・引き続き、関係機関との協議を行い、新規就農者確保に向けた取組を進める必要があります。	・農業委員会と協力し、耕作放棄地の所有者に対する指導を行います。 ・「新規就農者誘致環境整備事業」の実施に向けて、関係機関と連携して体制構築を進めます。 ・就農支援員による就農相談窓口における就農希望者をサポートを引き続き行います。
	④ (重) 農地の集積・集約化	・地域計画の策定にあたり、集落等での話し合いを実施します。【新規】 ・関係機関と連携し、担い手への支援や情報提供に努めます。 ・就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】 ・老朽化した空きハウスが意欲のある担い手により活用されるよう、ハウスの撤去・処分費に対して支援を行います。	・各地域での話し合いを行い、地域計画を策定しました。 ・認定農業者をはじめとした担い手への支援施策や講習会等について、県や湖南地域農業センターと連携し情報提供を行いました。また、市においても農業経営支援アドバイザーに講師を依頼し、法人化や農業経営等に関する講習会を実施しました。 ・農地利用に関する意向調査結果リストを活用し、農地の紹介をする相談体制を運用しました。 ・空きハウスの利活用や、パイプハウス撤去・処分費補助金については、希望する農業者を募集しましたが、応募がありませんでした。	・策定した地域計画は年 1 回の見直しを行う必要があります。 ・関係機関連携会議や地域計画推進会議を月 1 回開催し、協議を行い、県やJA、農業委員会と情報の共有ができました。また、湖南地域農業センターに参画し、同センターが実施する研修会等に担い手が参加する機会を確保することができました。 ・パイプハウス撤去・処分費補助金については、中心経営体支援を目的とする取組を行いました。支援に至りませんでした。	・地域計画の見直しにかかる各地区の話し合いを行います。 ・関係機関と連携し、担い手への支援や情報提供に努めます。 ・就農支援員による就農相談窓口における就農希望者をサポートを引き続き行います。 ・空きハウス活用に意欲がある新規就農者に対して、空きハウスの紹介を行います。
農地の多面的機能の発揮	① (重) 地域ぐるみで農地保全活動の推進	・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進するため、新たな活動組織の立ち上げについて、調整および活動に対して理解を深めてもらうため、啓発を行います。	・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」に参加する新規組織立ち上げに向けた説明、案内を実施しました。 4組織（木川町出屋敷、下寺町津田江、下寺町、芦浦町） ・広域化事業を推進するため、既存活動組織（北山田五条）に対して、広域化への参画を促しました。	・令和7年度からの新組織立ち上げには繋がらなかったものの、既存活動組織（北山田五条）については新たに広域活動組織に参画されることとなりました。	・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進するため、新たな活動組織の立ち上げについて、調整および活動に対して理解を深めてもらうため、啓発を行います。
	② 農地の多様な活用の推進	・青花紙の保存・伝承に関する啓発を行います。 ・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会を実施します。 ・「菜園セミナー」を実施し、農地の多面的機能の重要性について啓発します。 ・農地の多面的機能について、市民の理解を深めてもらうため、ホームページにて啓発を行います。	・「青花紙保存会」と連携し、青花紙の保存・伝承に関する啓発を行いました。 ・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会や、立命館大学食マネジメント学部と連携し、栽培から加工・調理レシピ作りを実施することで、「山田ねずみ大根」の保存・伝承を図りました。 ・「ベランダ菜園講座」を 6 月、9 月、1 1 月、1 2 月に開催し、各種イベント等を通して、循環型農業がもたらす農地の多面的機能の重要性について啓発しました。 ・農地の多面的機能について、市民の理解を深めてもらうため、市ホームページに掲載しました。	・今後も継続して、「青花紙保存会」と連携し、青花紙の保存・伝承に関する啓発を行う必要があります。 ・今後も継続して、草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携した草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会を実施し、伝統農産物の啓発を行う必要があります。 ・今後も継続して、「ベランダ菜園講座」を開催し、農地の多面的機能の重要性について啓発する必要があります。 ・農地の多面的機能を啓発するため、一時的ではなく、継続的に市ホームページ等の媒体に掲載し続ける必要があります。	・青花紙の保存・伝承に関する啓発を行います。 ・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたくあん漬け講習会を実施します。 ・「ベランダ菜園講座」を実施し、農地の多面的機能の重要性について啓発します。 ・農地の多面的機能に関して、引き続き市ホームページに掲載し、啓発を続けます。

「第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容」  
 (基本方針2「人材の確保・育成と農業経営の強化」)

基本施策	取組事業	R6取組予定	R6取組実績	R6進捗状況の考察・理由	R7取組予定
2-1 多様な人材の確保	① 新規就農者の受け入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新規就農者サポート体制構築事業」の実施に向けて、関係機関と連携して、体制構築を進めます。</li> <li>就農相談員を配置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県やJAとの関係機関連携会議を毎月実施し、新規就農者確保やサポート方法についての協議を行いました。</li> <li>就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートしました。</li> </ul> 【窓口就農相談件数：23件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携して、更なる新規就農者へのサポートができるよう情報共有や連携を深めていく必要があります。</li> <li>相談窓口の開設により、就農希望者からの農地や研修先、費用面など多岐にわたる相談内容がわかり、引き続き就農希望者に対しサポートを行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し、新規就農者と関係者をつなげられるようなサポート体制の構築を引き続き進めます。</li> <li>就農支援員による就農相談窓口における就農希望者をサポートを引き続き行います。</li> </ul>
	② 就農定着に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者のニーズに合った仕組みづくりに向けて、関係機関と連携して、体制構築に向けた準備を進めてまいります。</li> <li>就農相談員を配置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。【新規】</li> <li>担い手のニーズに合った就農定着支援を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な相談・ニーズに対応できるよう県・JAと関係機関会議を毎月実施し体制構築を行いました。</li> <li>就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートしました。</li> </ul> 【窓口就農相談件数：23件】 ・就農定着ができるよう、担い手に法人化に対する研修を行いました【2回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの新規就農者が持つニーズを踏まえ、体制の整備を進める必要があります。</li> <li>相談窓口から希望している関係者に紹介できるよう、窓口の強化を行う必要があります。</li> <li>担い手の就農定着ができるよう、様々な情報をやり取りする必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者のニーズに合った仕組みづくりに向けて、関係機関と連携して、引き続き体制構築を進めてまいります。</li> <li>就農支援員による就農相談窓口における就農希望者をサポートを引き続き行います。</li> <li>担い手の意見を伺いながら、就農定着に対する支援を行います。</li> </ul>
	③ 女性農業者の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や他市事例を含めて取組事例を収集し、滋賀県農林漁業担い手育成基金から意見を聞くなどし、今後の施策について調査研究します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県農林漁業担い手育成基金より「農業をはじめたい女性の農業短期研修」受入農業者一覧表を提供していただき、情報収集を行ったほか、県からの女性農業者の参画推進に関するお知らせを認定農業者等に情報提供しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性農業者の参画について、関係機関や他市事例を含めて、引き続き情報収集や課題、就農ニーズについて調査研究を進めていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や他市事例を含めて取組事例を収集し、滋賀県農林漁業担い手育成基金から意見を聞くなどし、今後の施策について調査研究します。</li> </ul>
2-2 活力ある担い手の育成	① (画) 支援制度の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容を、市HP等を活用して内容を充実し、情報発信することで担い手確保等に努めます。</li> <li>各種制度等を迅速に情報伝達できる仕組みについて検討を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容について、市HPへの掲載は行いませんでしたが、認定農業者をはじめとした担い手への支援施策について情報提供をおこないました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容の情報発信について、効果的な情報発信の手法について検討を行う必要があります。</li> <li>SNSを含め迅速な情報発信を行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容を、市HP等を活用して内容を充実し、情報発信することで担い手確保等に努めます。</li> <li>各種制度等を迅速に情報伝達できる仕組みについて検討を行います。</li> </ul>
	② 農業経営に関する研修・講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手研修会の機会を活用した情報の発信を行うとともに、関係機関が行う研修や講習の情報発信を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手研修会の機会を活用し、事前に収集した情報の発信を行いました。</li> <li>農業経営支援アドバイザーに講師を依頼し、法人化や農業経営等に関する講習会を実施しました。</li> </ul> 回数：2回 内容：(第1回) 法人化の意義と注意点 決算書の仕組みと簡単な経営分析について (第2回) 法人化及び経営分析に係る個別相談 参加者：(第1回) 2名 (第2回) 3名	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖南地域農業センターで行われる研修会等も含め、多様な手法で情報の発信を行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖南地域農業センターで行われる研修会を含め、スマート農業講習会の機会を活用した情報の発信を行うとともに、関係機関が行う研修や講習の情報発信を行います。</li> </ul>
	③ 中・小規模農家の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行います。</li> <li>需給調整の取組に伴う集落への補助金は廃止し、販売農家における高収益作物等の作付に対する補助金に転換します。【新規】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全集落に国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行いました。</li> <li>需給調整の取組に伴う集落への補助金は廃止し、販売農家における高収益作物等の作付に対する補助金に転換しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営所得安定対策の周知・加入推進のため、継続して周知を行う必要があります。</li> <li>高収益作物等の作付を推進するため、市補助金制度を継続する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行います。</li> <li>市の高収益作物等の作付推進にかかる補助金を継続します。</li> </ul>
	④ 経営継承の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営継承・発展等支援事業補助金などの制度を活用し、円滑な経営の継承支援を行うとともに、「しがの農業経営・就農支援センター」と連携した相談支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営継承・発展等支援事業について、1名の方の要望があり、事業採択されたことから、補助金の交付を行いました。</li> <li>「しがの農業経営・就農支援センター」と連携し、農業経営支援アドバイザーを講師としてお招きし、法人化等に関する講習会を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営継承については、担い手農家の継承のタイミングもあるため、引き続き要望調査を行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営継承・発展等支援事業補助金などの制度を活用し、円滑な経営の継承支援を行うとともに、「しがの農業経営・就農支援センター」と連携した相談支援を行います。</li> </ul>

「第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容」  
 (基本方針2「人材の確保・育成と農業経営の強化」)

基本施策	取組事業	R6取組予定	R6取組実績	R6進捗状況の考察・理由	R7取組予定
2-3 生産性向上と販路の拡大	① スマート農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が実施するスマート農業研修会について、生産組合長会議や法人化研修会等の担い手が集まる会議において、周知やニーズ調査を行います。</li> <li>既にスマート農業を導入している、また今後導入を検討している農業者へヒアリングを行い、スマート農業に関する方針を策定します。【新規】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が主催のスマート農業にかかる意見・情報交換会を実施し、意見をヒアリングし、スマート農業推進方針を策定しました。</li> <li>開催回数：2回</li> <li>内容：(第1回) スマート農業をめぐる動向など</li> <li>(第2回) 出展メーカーによるスマート農業技術の農業機器や各種サービス・取組事例の紹介、最新技術・機器の展示・実演</li> <li>⇒意見・情報交換</li> <li>参加者：(第1回) 14名 (第2回) 延べ50名</li> <li>※複数日程開催のため延べ人数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市における推進体制が整った際、各農業者が想定する具体的なスマート機器導入予定について調査を行い、把握する必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が実施するスマート農業研修会について、生産組合長会議等の担い手が集まる会議において、周知やニーズ調査を行います。</li> <li>既にスマート農業を導入している、また今後導入を検討している農業者へ更にヒアリングを行い、スマート農業推進体制を整えます。</li> </ul>
	② (重) 農業所得の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行います。</li> <li>需給調整の取組に伴う集落への補助金は廃止し、販売農家における高収益作物等の作付に対する補助金に転換します。【新規】</li> <li>ふるさと納税の返礼品における草津市産農産物等の取り扱いを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行ったほか、市の補助制度を整備し、水田を活用した高収益作物作付推進の取組を行いました。高収益作物の耕作者数の減少等により、耕作面積は減少となりました。水田を活用した高収益作物の作付面積：71.7ha</li> <li>ふるさと納税の返礼品に草津市産農産物やアオバナを使った商品を取り扱いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の減少や農業者の数の減少の他、麦・大豆などの作物の栽培時期のちがなあいなどから水田における高収益作物の耕作面積の増加は難しい状況です。</li> <li>引き続き、ふるさと納税の返礼品における草津市産農産物等の取り扱いを推進していく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の経営所得安定対策の周知・加入推進の他、市の補助制度を継続します。</li> <li>ふるさと納税の返礼品における草津市産農産物等の取扱を推進します。</li> </ul>
	③ GAPIによるより良い農業経営の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携し市内農業者に対し、「環境負荷低減のチェックシート」の取組を通して、GAPの意義や取組方法を普及・啓発します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全型農業直接支払交付金の要件であったが研修の受講が変更されたことから市が直接環境負荷低減シートにかかわることがなくなりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GAPの必要性を再確認のうえ、関係機関と連携し、農業者への周知・広報活動を行う必要があります。</li> <li>GAPの取得には費用が掛かり、農業者の負担になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GAPIについて引き続き周知・広報活動を実施します。</li> </ul>
	④ 気候変動、感染症等リスクへの対策強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行います。(市内地域まちづくりセンター、隣保館のイベント時にPR)</li> <li>環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行います。(環境保全型農業直接支払交付金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行いました。(計11箇所のまちづくりセンター・隣保館のイベント時にみずかがみの提供・チラシの配布によりPR)</li> <li>環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行いました。(環境保全型農業直接支払交付金)</li> <li>農業者計：7団体(79名)</li> <li>交付金額：11,695千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる「みずかがみ」の啓発を行い、魅力を伝えることで需要の増加を行う必要があります。</li> <li>令和5年度と比較し、支援対象者及び交付金額が減少しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行います。(市内地域まちづくりセンター、隣保館のイベント時にPR)</li> <li>環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行います。(環境保全型農業直接支払交付金)</li> </ul>
2-4 ブランド強化の推進	① 草津ブランドの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>「青花粉末」を活用したマーケティングを立命館大学食マネジメント学部依頼して、効果的な商品展開について研究、分析を行います。</li> <li>商品開発補助金については執行を保留し、草津ブランド協議会において改善の方向性や制度の検討を行います。</li> <li>「草津ブランド市」や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を引き続き開催するほか、立命館大学が主催し、市が共催する「健康フェスタ」において、イベントブースの出展を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなブランド候補品の開発を支援する補助金について、今年度は募集を行わず、学生によるメニュー開発に充てる等に試行的に活用しました。</li> <li>フルオープンイベントでのミニブランド市の開催および立命館大学シズンシップ・スタディーズにおけるアオバナをイメージしたコラボメニュー販売、草津中学校「スクールE.S.Dくまプロジェクト」、こご滋賀物産の草津ベジクサフェア、イオンモール草津でのベジサマルシェなどイベントへの出展や啓発事業を行うとともに、立命館大学で行われた「健康フェスタ」にイベントブース(アオバナ液で指アート制作)を出展し、市民が農にふれあう機会の創出を図りました。</li> <li>ベジクサレシドを作成し、草津市産農産物の販売と一緒に配布することで草津ブランドの認知度向上に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の商品開発については、関係機関と協力しながら進めていく必要があります。</li> <li>既存のイベントを継続しながら、大学や地域等のイベントと連携を図ることで、市民が農にふれあう機会の拡大を図っていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立命館大学の学生などと協力しながら、新商品の開発を行っていきます。</li> <li>既存のイベントを継続しながら、大学や地域等のイベントと連携を図ることで、市民が農にふれあう機会の拡大を図ってまいります。</li> <li>2025年の国民スポーツ大会(滋賀)等で、アオバナ茶を提供し草津ブランドのPRを行います。</li> <li>草津市産野菜やその調理レシピを紹介しているベジクサレシドをさまざまな催し物で配布し、草津ブランドのPRを行います。</li> </ul>

## 「第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容」 (基本方針3「『農』を通じたつながりの拡大」)

基本施策	取組事業	R6取組予定	R6取組実績	R6進捗状況の考察・理由	R7取組予定
地産地消の推進	① 草津市産農産物の流通拡大	・事業の動向を注視しつづ、必要な支援を行うとともに、本格稼働開始の際には、作として周知・広報活動を実施します。 ・草津市産農作物の取扱いの増加につながるよう農業者や関係機関との調整を実施します。	・やさいびスは、草津では豊福連携により令和6年から本格稼働することになりました。 ・ベジカサレシを作成し、草津市産農産物とそれを活用した料理レシピを掲示し、多くの方に取扱いいただけるよう啓発を行いました。	・やさいびス・滋賀県社会福祉事業振興センターなどの民間事業者で運営されており、周知・広報などの支援を行う必要があります。 ・引き続き、草津市産農作物の取扱いの増加に向けた取組を進めていく必要があります。	・産地消を促進するため、継続して周知・広報活動を実施します。 ・草津市産農作物の取扱いの増加につながるよう農業者や関係機関との調整を実施します。
	② (重) 草津市産農産物の利用拡大	・草津ブランドの認知度を高める取組を行うとともに関係機関等と協議を行い、草津市産農産物の認知度向上と消費拡大を図ります。	・立命館大学サービスラーニングセンターが開講する「シズンシップ・スタディーズ」において、「草津ブランド認知度向上のためにPR戦略を考える」をテーマに、参加学生によるチラシの考案や各イベントへの出席、SNSでの発信、立命館大学生協のコラボメニュー考案を行いました。 ・ベジカサレシを作成し、草津市産農産物の販売と一緒に配布することで草津ブランドの認知度向上に努めました。	草津市産農産物に関する情報を市民が気軽に受け取ることができるよう情報発信を充実します。	・引き続き関係機関等と協議・連携を行いながら、草津ブランドの認知度の上昇、草津市産農産物の認知度向上と消費拡大を図ります。
情報発信・ふれあいの機会の推進	① (重) 情報発信の充実	・昨年度から引き続き、「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のInstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発を進めます。	・「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のInstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発を進めました。	・市HPや広報、草津ブランド推進協議会のInstagramを活用して、引き続き、取組内容を啓発していく必要があります。	・昨年度から引き続き、「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のInstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発を進めます。
	② 市民農園の活用推進	・民間が運営する農園事業の状況の把握に努め、市民への情報提供を行います。 ・利用者交流の取組について検討を行います。	・民間運営の貸農園について、市ホームページに掲載し、市民への周知を行いました。 ・市の設置する市民農園の利用者交流のニーズ把握については実施しませんでした。	・市民農園のニーズは旺盛ですが、市の設置する市民農園だけでは限界があることから、民間事業者の設置する貸農園の情報収集に努める必要があります。 ・利用者同士がお互いに気持ちよく市民農園を利用できるよう、交流が持てるような取組を検討する必要があります。	・民間が運営する農園事業の状況の把握に努め、市民への情報提供を行います。 ・利用者交流の取組について検討を行います。
	③ グリーンツーリズムの推進	・草津市観光物産協会において、草津ブランド認定品を中心とした草津の独自色のある商品等に焦点を当てたツアーを造成・実施し、草津の農産物に触れていただく機会の増加を図ります。 ・道の駅草津における農業体験や収穫体験などのグリーンツーリズムの推進については、他の自治体の取組事例を調査し、受け皿となる農業者をはじめとして、着地型観光実施に向けた関係者の意向や課題を調査研究します。	・いちご狩りとレンタルサイクルを活用したツアーや街歩きなどのハイキングを実施しました。 ・ツアー実施数(委託等含む) 11コース 合計参加者 501名 内 3月26日～3月30日 「レンタルサイクル×いちご狩り+どら焼きプレゼント」参加者18名 11月16日 野菜収穫サイクリング 参加者12名 ・道の駅草津のリノベーションを行うため、滋賀県などの関係各所と協議を進めました。	・草津の農産物に触れていただく機会の増加を図るため、今後も引き続き、グリーンツーリズムの推進を図る必要があります。 ・農業体験や収穫体験などのグリーンツーリズムの推進については、今後も関係者と連携、調整を図りながら検討する必要があります。	・草津市観光物産協会において、草津ブランド認定品を中心とした草津の独自色のある商品等に焦点を当てたツアーを造成・実施し、草津の農産物に触れていただく機会の増加を図ります。 ・農業体験や収穫体験などのグリーンツーリズムの推進については、他の自治体の取組事例を調査し、受け皿となる農業者をはじめとして、着地型観光実施に向けた関係者の意向や課題を調査研究します。 ・道の駅草津においては、現在リノベーションにかかる基本設計業務を行っており、リニューアル後の運営について様々な機能を視野に入れてながら検討を進めます。
	④ 家庭菜園・ベランダ菜園の推進	・イベント等で野菜袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出します。 ・家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催します。	・イベント等で野菜の袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出しました。 ・家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催しました。 6月30日：トマトやスイカなどの袋栽培 参加者70名 9月14日：伝統野菜(山田ねずみ大根)の袋栽培に挑戦 参加者10名 11月16日：寒締めほうれんそうの袋栽培 参加者11名 12月21日 山田ねずみ大根のたかん漬へ 参加者16名	・参加者のニーズを踏まえる必要があります。 ・「農」や家庭菜園等について興味を持ってもらうため、市民を対象とした講座や、袋栽培の実演について、今後も継続して行っていく必要があります。	・イベント等で野菜袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出します。 ・家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催します。
	⑤ 農業振興拠点施設の機能の拡充	・県や関係者と調整しながら、道の駅草津リノベーションの基本設計を行います。	・基本設計業務を予定していましたが、隣接地の取得可能性や県が行う駐車場整備等の状況変化により、施設規模の拡大および増設を図るため、業務内容を再精査した上で令和7年度に執行することとしました。	・隣接地の活用および県の道の駅駐車場拡大を踏まえ、施設の配置や規模感を改めて検討していく必要があります。	・隣接地の取得交渉、国県関係者との調整、大字や地域の意見集約などを行いながら、道の駅草津リノベーションの基本設計を行います。
即売会等の実施	⑥	・「草津ブランド市」や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を引き続き開催するほか、立命館大学で「健康フェスタ」においても、イベントブースの展覧を行います。 ・令和5年度に引き続き、学校等で栽培された農産物の販売会を実施します。	・「草津ブランド市」や「みなさ・スイーツ・パーティー」、「ベジサマルシェ」を開催するとともに、立命館大学で行われた「健康フェスタ」にイベントブースアオ(液で指アート制作)を出展し、市民が農にふれあう機会の創出を図りました。 ・松原中学校で栽培した大根の販売会を、松原中学校および草津市役所で実施しました。	・既存のイベントを継続しながら、大字や地域等のイベントと連携を図り、市民が農にふれあう機会の拡大を図っていく必要があります。	・「草津ブランド市」や、湖南農業高校と連携した「次世代マルシェ」を引き続き開催するほか、立命館大学で「健康フェスタ」においても、イベントブースの展覧を行います。 ・令和6年度に引き続き、学校等で栽培された農産物の販売会を実施します。
	⑦ 食農教育の充実	・引き続き、「たんぼのご体験事業」を行うとともに、「はたけのご体験事業」については、公立教育保育施設の他に私立教育保育施設まで含めて実施し、「農」に関わる機会の創出を図ります。	・従来から実施している小学生を対象とし、「育て」「収穫し」「食べる」までの一貫した体験学習「たんぼのご体験事業」を実施したほか、「はたけのご体験事業」については、公立教育保育施設の他に私立教育保育施設まで対象施設を拡大し、「農」に関わる機会の創出を図りました。	・「農」に関わる機会を設けるために「たんぼのご体験事業」および「はたけのご体験事業」について、今後も継続して行っていく必要があります。	・引き続き、「たんぼのご体験事業」を行うとともに、「はたけのご体験事業」については、公立教育保育施設の他に私立教育保育施設まで含めて実施し、「農」に関わる機会の創出を図ります。
異業種連携の強化	① 関係機関との連携強化	・J Aや県等の関係機関と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報など、連携を強化していく事項について情報共有や意見交換を図ります。 ・湖南地域農業センターをはじめ、市域を超えた広域的な取組について、関係機関との連携強化を図ります。	・J Aや県等と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報などの情報共有を図るとともに、意見交換を行うことで、農業者への支援を行いました。 ・広域的に栽培研修会や経営に関する研修会等を実施されている湖南地域農業センターの運営に参画し、同センターの取組や、近隣市町との意見交換・情報共有を図りました。	・今後も継続してJ Aや県等と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報など、連携を強化していく事項について情報共有や意見交換を図っていく必要があります。 ・今後も継続して、市域を超えた広域的な取組について、関係機関との連携を強化していく必要があります。	・J Aや県等の関係機関と毎月1回、関係機関連携会議を開催し、高収益作物の生育状況や新規就農者情報など、連携を強化していく事項について情報共有や意見交換を図ります。 ・湖南地域農業センターをはじめ、市域を超えた広域的な取組について、関係機関との連携強化を図ります。
	② 農福・農商・農学の連携強化	・草津市立長寿の郷ロハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたかん漬け講習会や、立命館大学食マネジメント学部と連携し、栽培から加工・調理しと作物を実施することで、「山田ねずみ大根」の保存・伝承を図りました。 ・「青花粉末」を活用したマーケティングを立命館大学食マネジメント学部へ依頼し、効果的な商品展開について研究、分析を行います。	・草津市立長寿の郷ロハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたかん漬け講習会や、立命館大学食マネジメント学部と連携し、栽培から加工・調理しと作物を実施することで、「山田ねずみ大根」の保存・伝承を図りました。 ・立命館大学食マネジメント学部と連携し、「青花粉末」を活用したあおばの普及啓発について調査・研究を行いました。	・今後も継続して、草津市立長寿の郷ロハ荘と連携し草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたかん漬け講習会を開催する必要があります。 ・「青花粉末」を活用したあおばの普及啓発について、立命館大学食マネジメント学部と連携を強化していく必要があります。	・草津市立長寿の郷ロハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたかん漬け講習会を実施します。 ・立命館大学など産学官の連携により「青花粉末」を活用した新商品の開発を行います。
環境に配慮した農業の推進	① 環境保全型農業の推進	・県の推進する「CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業」の動向を注視し、農業施設への太陽光パネル等の設置及び、スマート農業へ利活用について調査・研究します。 ・環境保全型農業に関連する県や他市等の取組事例を調査・収集し、より効果的な啓発・周知の手法の検討を行います。	・県の推進する「CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業」の動向を注視し、農業施設への太陽光パネル等の設置及び、スマート農業へ利活用について調査・研究しました。 ・環境保全型農業に関連する県や他市等の取組事例を調査・収集し、より効果的な啓発・周知の手法の検討を行います。	・太陽光パネルの価格上昇や光害といったデメリットを考慮する必要があります。 ・環境保全型農業の推進に向けて、他市などの事例を共有し、農家や関係団体と情報共有を行いつながら、取り組みについての是非を一緒に考えていく必要があります。	・県の推進する「CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業」の動向を注視し、農業施設への太陽光パネル等の設置及び、スマート農業へ利活用について調査・研究しました。 ・環境保全型農業に関連する県や他市等の取組事例を調査・収集し、より効果的な啓発・周知の手法の検討を行います。
	② 資源循環型農業の推進	・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する県や他市等の取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者と連携し、課題解決に向けた方策を検討します。 ・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等を開催します。	・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者や、野菜残さの処理技術を持った事業者と連携し、課題解決に向けた方策を検討しました。 ・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等(地球冷やしたいセミナー)を4回開催しました。 参加人数103人	・野菜残さを活用した資源循環型農業の実現に向け、農業者や企業と引き続き調整を進めていく必要があります。 ・野菜残さの処理に課題を抱える農業者と連携し、課題解決に向けた方策を引き続き検討します。 ・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等を開催する必要があります。	・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する県や他市等の取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者と連携し、課題解決に向けた方策を引き続き検討します。 ・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等を開催します。

第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容（重点・新規）抜粋

基本方針1 「農地の保全と生産基盤の強化」

資料2-2

基本施策	取組事業	具体的な取組事例（抜粋）	令和6年度の取り組み	令和7年度の取組
<p>1-2 計画的な農地保全と活用の推進</p>	<p>④農地の集積・集約化 【重点】</p>	<p>農地情報の収集やデータベース化により情報集約を進めます。 希望する人への農地の賃借が円滑に進むように、集積集約化に向けた機会の提供を行います。 空いたハウスが広く活用されるように畑地の利用集積の導入および情報の集約と利活用を進めます。</p>	<p>・各地域での話し合いを行い、地域計画を策定しました。 ・農地利用に関する意向調査結果リストを活用し、農地の紹介をする相談体制を運用しました。 ・パイプハウス撤去・処分費補助金については、空きハウスの利活用を図るため、希望する農業者を募集しましたが、応募がなく、空きハウスの利活用を進めることができませんでした。</p>	<p>・地域計画の見直しにかかる各地区の話し合いを行います。 ・就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートします。 ・空きハウス活用に意欲がある新規就農者に対して、空きハウスの紹介を行います。 ⇒成果目標 基本方針1 担い手への農地集積率</p>
<p>1-3 農地の多面的機能の発揮</p>	<p>①地域ぐるみで農地保全活動の推進 【重点】</p>	<p>「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進し、地域ぐるみで農地、景観、生態系の保全を図ります。</p>	<p>・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」に参加する新規組織立ち上げに向けた説明、案内を実施しました。4組織（木川町出屋敷、下寺町津田江、下寺町、芦浦町） ・広域化事業を推進するため、既存活動組織（北山田五条）に対して、広域化への参画を促しました。</p>	<p>・「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業」を推進するため、新たな活動組織の立ち上げについて、調整および活動に対して理解を深めてもらうため、啓発を行います。 ⇒成果目標 基本方針1 世代をつなぐ農村丸ごと保全向上対策事業取組団体の活動面積</p>

第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容（重点・新規）抜粋

基本方針2 「人材の確保・育成と農業経営の強化」

基本施策	取組事業	具体的な取組事例（抜粋）	令和6年度の取り組み	令和7年度の取組
2-1 多様な人材の確保	①新規就農者の受け入れ態勢の整備 ②就農定着に向けた支援の充実	本市の生産地の特製のPRや、農業体験、地域との交流を通じて農業移住者の呼び込みに向けた取組を進めます。 ・就農希望者を対象として農業者や関係機関による「農業塾」を開催し、農業に関するノウハウの提供や横のつながりの構築を図ります。【新規】	・県やJAとの関係機関連携会議を毎月実施し、新規就農者確保やサポート方法についての協議を行いました。 ・就農相談員を設置し、就農相談窓口を設け、農地の確保に向けて就農希望者をサポートしました。 【窓口就農相談件数：23件】 ・就農定着ができるよう、担い手に法人化に対する研修を行いました【2回】	・関係機関と連携し、新規就農者と関係者をつなげられるようなサポート体制の構築を引き続き進めます。 ・関係機関と連携し、新規就農者と関係者をつなげられるようなサポート体制の構築を進めます。 ・担い手の意見を伺いながら、就農定着に対する支援を行います。
	③ 女性農業者の参画の推進	・女性の新規就農に向けたスムーズな連携ができる様に関係課との情報共有を図るとともに、草津市農業委員会等への任用についても積極的な女性の参画を図ることで女性農業者が様々な場で活躍できる機会や場所づくりを進めます【新規】	・滋賀県農林漁業担い手育成基金より「農業をはじめたい女性の農業短期研修」受入農業者一覧表を提供していただき、情報収集を行ったほか、県からの女性農業者の参画推進に関するお知らせを認定農業者等に情報提供しました。	・関係機関や他市事例を含めて取組事例を収集し、滋賀県農林漁業担い手育成基金から意見を聞くなどし、今後の施策について調査研究します。
2-2 活力のある担い手の育成	①支援制度の活用推進【重点】	農業経営改善に取り組む「認定農業者制度」の活用を推進します。 世帯員の役割分担・取り決めを文書化する「家族経営協定」の締結を推進します。制度について市・JA等関係機関が連携して普及啓発を行います。	・「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容について、市HPへの掲載は行いませんでしたが、認定農業者をはじめとした担い手への支援施策について情報提供をおこないました。	・「認定農業者制度」「家族経営協定」に関する内容を、市HP等を活用して内容を充実し、情報発信することで担い手確保等に努めます。 ・各種制度等を迅速に情報伝達できる枠組みについて検討を行います。 ⇒成果目標基本方針2 認定農業者数
	④ 経営継承の推進	・安定的な経営の継承に向けた支援を行い、後継者の支援に努めます。【新規】	・経営継承・発展等支援事業について、1名の方の要望があり、事業採択されましたことから、補助金の交付を行いました。 ・「しがの農業経営・就農支援センター」と連携し、農業経営支援アドバイザーを講師としてお招きし、法人化等に関する講習会を実施しました。	・国の経営継承・発展等支援事業補助金などの制度を活用し、円滑な経営の継承支援を行うとともに、「しがの農業経営・就農支援センター」と連携した相談支援を行います。

第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容（重点・新規）抜粋

基本方針2 「人材の確保・育成と農業経営の強化」

基本施策	取組事業	具体的な取組事例（抜粋）	令和6年度の取り組み	令和7年度の取組
2-3 生産性向上と販路の拡大	①スマート農業の推進	スマート農業の導入に向けた講習会の開催をはじめとし、作業負担の軽減や効率化に向けたスマート農業の普及・啓発を行います。 【新規】	・市が主催のスマート農業にかかる意見・情報交換会を実施し、意見をヒアリングし、スマート農業推進方針を策定しました。 開催回数：2回 参加者：（第1回）14名（第2回）延べ50名 ※複数日程開催のため延べ人数	・関係機関が実施するスマート農業研修会について、生産組合長会議等の担い手が集まる会議において、周知やニーズ調査を行います。 ・既にスマート農業を導入している、また今後導入を検討している農業者へ更にヒアリングを行い、スマート農業推進体制を整えます。
	②農業所得の向上 【重点】	農業者、関係機関が連携し、消費者ニーズに基づいた農産物や、高収益作物の栽培を推進します。	・全集落に国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行いました。 ・需給調整の取組に伴う集落への補助金は廃止し、販売農家における高収益作物等の作付に対する補助金に転換しました。	・国の経営所得安定対策の周知・加入推進を行います。 ・市の高収益作物等の作付推進にかかる補助金を継続します。 ⇒成果目標 基本方針2 高収益作物の耕作面積
	④気候変動、感染症等リスクへの対策強化	リスク対策のための生産管理体制の周知に努めます。 【新規】	・草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行いました。（計11箇所のまちづくりセンター・隣保館のイベント時にみずかがみの提供・チラシの配布によりPR） ・環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行いました。（環境保全型農業直接支払交付金の交付） 取組農業者計：7団体（79名） 交付金額：11,695千円	・草津産環境こだわり米推進事業を通じて、「みずかがみ」の啓発を行います。（市内地域まちづくりセンター、隣保館のイベント時にPR） ・環境こだわり農産物の栽培に対する支援を行います。（環境保全型農業直接支払交付金）
2-4 ブランド強化の推進	①草津ブランドの強化	伝統農産物を活用した商品の検討・研究を行い、ブランディングを進めます。 【新規】	・新たなブランド候補品の開発を支援する補助金について、今年度は募集を行わず、学生によるメニュー開発に充てる等に試行的に活用しました。 ・プール オープニングイベントでのミニブランド市の開催および立命館大学シチズンシップ・スタディーズにおけるアオバナをイメージしたコラボメニュー販売、草津中学校「スクールESDくさつプロジェクト」、ここ滋賀物産の草津ベジクサフェア、イオンモール草津でのベジクサマルシェなどイベントへの出展や啓発事業を行うとともに、立命館大学で行われた「健幸フェスタ」にイベントブース（アオバナ液で指アート制作）を出展し、市民が農にふれあう機会の創出を図りました。 ・ベジクサレシピを作成し、草津市産農産物の販売と一緒に配布することで草津ブランドの認知度向上に努めました。	・立命館大学の学生などと協力しながら、新商品の開発を行っていきます。 ・既存のイベントを継続しながら、大学や地域等のイベントと連携を図ることで、市民が農にふれあう機会の拡大を図ってまいります。 ・2025年の国民スポーツ大会（滋賀）等で、アオバナ茶を提供し草津ブランドのPRを行います。 ・草津市産野菜やその調理レシピを紹介しているベジクサレシピをさまざまな催し物で配布し、草津ブランドのPRを行います。

第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容（重点・新規）抜粋

基本方針3 『農』を通じたつながりの拡大

基本施策	取組事業	具体的な取組事例（抜粋）	令和6年度の取組み	令和7年度の取組
3-1 地産地消の推進	②草津市産農産物の利用 拡大 【重点】	地産地消の重要性の周知や草津市産農産物の認知度向上により市民と事業者の草津市産農産物利用の意識情勢を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベジクサレシピを作成し、草津市産農産物の販売と一緒に配布することで草津ブランドの認知度向上に努めました。</li> <li>立命館大学サービスラーニングセンターが開講する「シチズンシップ・スタディーズ」において、「草津ブランド認知力向上のためにPR戦略を考える」をテーマに、参加学生によるチラシの考案や各イベントへの出席、SNSでの発信、立命館大学生協とのコラボメニュー考案を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き関係機関等と協議・連携を行いながら、草津ブランドの認知度の上昇、草津市産農産物の認知度向上と消費拡大を図ります。</li> </ul> <p>⇒成果目標 基本方針3 地元の農産物を購入するよう心掛けている市民の割合</p>
3-2 情報発信 ・ふれあいの機会の推進	①情報発信の充実 【重点】	市HPや広報、SNSやマスメディアなどを通じて草津市産農産物や取扱い店舗、直売所等の情報を発信します。 「農」に関する各種イベントの開催について情報を発信します。 草津市産農産物の直売所の掲載されたマップの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のinstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度から引き続き、「農」に関するイベントの開催案内等を市HPや広報を通じて周知することや、草津ブランド推進協議会のinstagram等を活用し、イベント風景や取組状況を発信することで、取組内容の啓発も進めます。</li> </ul>
	④家庭菜園・ベランダ菜園の推進	市民が農産物の作り方や自家製たい肥の作り方を学ぶことができる家庭菜園、ベランダ菜園講座を実施します。 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等での野菜の袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出しました。</li> <li>家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催しました。</li> </ul> <p>6月30日：トマトやスイカなどの袋栽培 9月14日：伝統野菜（山田ねずみ大根）の袋栽培に挑戦 11月16日：寒締ほうれんそうの袋栽培 12月21日 山田ねずみ大根のたくあん漬</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等で野菜袋栽培の実演を通して、庭やベランダ等でも容易に野菜づくりができることを発信し、市民に「農」を身近に感じる機会を創出します。</li> <li>家庭菜園での野菜づくりについて、興味関心を持つ市民を対象に講座を開催します。</li> </ul> <p>⇒成果目標 基本方針3 農業体験に参加した人数</p>
	⑤農業振興拠点施設の機能の充実	道の駅草津やおおばな間などの拠点機能や利用充実を図ります。 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計業務を予定していましたが、隣接用地の取得可能性や県が行う駐車場整備等の状況変化により、施設規模の拡大および増設を図るため、業務内容を再精査した上で令和7年度に執行することとしました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接用地の取得交渉、国県関係者との調整、大学や地域の意見集約などを行いながら、道の駅草津リノベーションの基本設計を行います。</li> </ul>

第2次草津市農業振興計画に基づく取組内容（重点・新規）抜粋

基本方針3 『農』を通じたつながりの拡大

基本施策	取組事業	具体的な取組事例（抜粋）	令和6年度の取り組み	令和7年度の取組
3-3 異業種連携の強化	②農福・農商・農学の連携強化	障がいのある人をはじめ、高齢者や生活困窮者、引きこもりの状態にある人等の新たな活動の場や生きがい創出され、地域共生社会の実現に寄与できるとともに農業経営の発展においても期待できる「農福連携」を推進します。 <b>【新規】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたくあん漬け講習会や、立命館大学食マネジメント学部と連携し、栽培から加工・調理レシピ作りを実施することで、「山田ねずみ大根」の保存・伝承を図りました。</li> <li>・立命館大学食マネジメント学部と連携し、「青花粉末」を活用したあおばなの普及啓発について調査・研究を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市立長寿の郷ロクハ荘と連携し、草津の伝統農産物である「山田ねずみ大根」を用いたたくあん漬け講習会を実施します。</li> <li>・立命館大学など産学官の連携により「青花粉末」を活用した新商品の開発を行います。</li> </ul>
3-4 環境に配慮した農業の推進	②資源循環型農業の推進	野菜残さの処理に課題を抱える農業者に対して、残さをたい肥化したうえでその利活用について、地域ぐるみで進める枠組みの構築を推進します。脱炭素の実現に向けて、循環型農作物の生産体制の構築を支援するとともに、その消費に向けた啓発を推進します。 <b>【新規】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者や、野菜残さの処理技術を持った事業者と連携し、課題解決に向けた方策を検討しました。</li> <li>・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等（地球冷やしたいセミナー）を4回開催しました。参加人数103人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜残さを活用した資源循環型農業に関する県や他市等の取組事例について調査・研究を行うとともに、野菜残さの処理に課題を抱える農業者と連携し、課題解決に向けた方策を引き続き検討します。</li> <li>・温暖化対策担当部署と連携し、脱炭素社会の実現に向けた資源循環型農業の啓発に関するイベント等を開催します。</li> </ul>

## ●国および県の動向について

- ・国においては、食料・農業・農村基本法で掲げる「食料安全保障の確保」、「環境の調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」および「農村の振興」の五つの基本理念に基づき、令和7年4月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定され、農用地等の確保等に関する基本指針が6月に変更され、優良農地の確保と有効利用を図ることが示されています。
- ・県においては、第3期「滋賀県農業・水産業基本計画」(令和8年3月策定予定)の基本理念である「つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人・自然が育む近江の食と広がる豊かさ～」の実現に向けて、農業に関わる「人のすそ野」を拡大し、経済活動としての農業の競争力を高め、また豊かな資源を持つ農村を次世代に引き継ぐための取り組み等を進めることとされています。(政策・施策案は別紙を参照)

 基本的な理念や考えは変わらず、高齢化・人不足など厳しいすう勢の中でも**農地を確保し持続可能な農業を未来につなぐこと**

## 基本方針1

世代をつなぐ農村まるごと保全向上  
対策事業取組団体の活動面積

R6	R8	R14
524 ha	545 ha	598 ha

下方修正



R8	R14
524 ha	524 ha

### 論点1

地元の耕作者が少なくなり、田畑の所有者が、地元出身ではない耕作者に田畑を貸すなどで、田畑は耕作者が管理するものと環境の保全から遠のき、田畑やその間を通る農道や水路の管理が我が事ではなくなることで、地域のみinnで力を合わせて水路などを維持保全する当該活動に参加する動機が薄れており、地元調整が難しいところについて、継続してアプローチは続けるものの、現在、参加している団体が減少しないよう面積については、現状維持とすることを考えておりますが、この点について御意見を申し上げます。

## 基本方針 2

### 認定農業者数

R6	R8	R14
61 経営体	66 経営体	72 経営体

下方修正 ↓

R8	R14
61 経営体	61 経営体

### 高収益作物の耕作面積

R6	R8	R14
71.7 ha	82.5 ha	94.5 ha

下方修正 ↓

R8	R14
71.7 ha	71.7 ha

### 論点 2

経営体に周知を行った結果、草津の認定農業者数は多くなったものの、今後は、継続した新規就農者の増加が見込めず、農業者の高齢化や物価高騰、収入の減少といった点を考慮し、認定農業者数の増加から現状維持を目標と考えておりますが、この点について御意見を申し上げます。

### 論点 3

同じ水田を利用して水稲や転作作物として高収益作物を作付けいただいているが、麦や大豆といった作物の時期が重なることや、面積を増やすと機械を導入する形となり経費の上昇や、高収益作物が需要と供給の問題から高値で販売されるかどうかもわからない点を考慮し、今後の耕作面積について現状維持を目標と考えておりますが、この点について御意見を申し上げます。

## 基本方針 3

### 農業体験に参加した人数

R6	R8	R14
2444 人	2000 人	2300 人

現状維持

### 論点 4

現在、令和14年度の目標数を超えているが、ベランダ菜園講座や小学校や幼児施設での体験人数が飽和状態であることから、中間見直しにおいては、令和14年度の目標をこのまま維持と考えておりますが、この点について御意見を申し上げます。

はじめに

< 策定の背景 > 本県農業・水産業の中期的な施策の展開方向を示すため、近年の状況の変化等を踏まえ策定。

< 性格 > 滋賀県基本構想を上位計画とし、本県農業・水産業の基本的な方向を示す指針となる。  
生産者をはじめとする県民、市町・関係機関等と基本理念を共有する。  
SDGs・MLGsの達成に貢献し、世界農業遺産に認定された「琵琶湖システム」を次世代に継承する。

< 計画期間 > 令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間。



第1章 基本理念

(仮)つながる、つづく、しがの農業・水産業  
～人と人が織りなす近江の食と広がる豊かさ～

「生産者」、「流通・小売事業者」、「消費者」がそれぞれの立場や世代を超えて心を通わせ、協力し、互いを尊びながら、つながることが必要です。

このつながりが広がることで、近江の食が未来へと続き、人、経済、社会、環境の「豊かさ」が広がり農業・水産業の営みがつづいていきます。

1. 基本理念の背景

これまで以上に立場の異なる人々が、心を通わせ、協力し、互いに尊びながら、つながり、広がることで、「近江の食」が未来へと続き、人々の豊かさを生み出せるよう、本計画では、『つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人が織りなす近江の食と広がる豊かさ～』を基本理念として定め、目指す姿の実現に向けた施策の展開方向を示します。

2. 農業・水産業を取り巻く社会情勢の変化

- ・産業分野間での人材獲得競争の激化
- ・生産資材・輸入食料の入手困難化
- ・物価高騰や農産物の需給バランスの変化
- ・人口減少、高齢化の進展
- ・環境に配慮した取組への関心の増加
- ・「琵琶湖システム」の世界農業遺産認定

第2章 目指す2035年の姿

基本理念「つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人が織りなす近江の食と広がる豊かさ～」を念頭に、滋賀県農業・水産業の目指す10年後(2035年)の姿を、「人」・「経済」・「社会」・「環境」の4つ視点から描きます。

人



担い手、支え手、ファンの拡大

農業・水産業の担い手が確保・育成されるとともに、生産者と消費者のつながりが深まり、誰もが農業・水産業を身近に感じている。

経済



食の礎を担う力強い農業・水産業

関わる誰もが「経済的な将来性」と「経済的な余裕」を獲得し、滋賀の強みを活かして、未来を切り拓くことができる、力強い農業・水産業が営まれている。

社会



多様な人で賑わい、心やすらぐ農山漁村

多様な人が関わることで人と自然が共存する農山漁村が賑わうと共に、その価値が高まり、誰もがその恩恵を実感している。

環境



琵琶湖をはじめとした豊かな自然環境と調和した農業・水産業

気候変動や地球温暖化、自然災害等のリスクに対応するとともに、環境と調和した「琵琶湖システム」が、次世代に引き継がれるための取組として発展し、誰もがその取組を誇りに感じている。

## 第3章 政策の方向性

□ 新規テーマ

□ 琵琶湖システム関連

### 政策

(1) 担い手を確保・育成する

(2) 農業・水産業、農山漁村を支える多様な人材を確保・育成する

(3) 農業・水産業の魅力発信によるファン拡大

### 施策

①次世代の本県農業・水産業を担う新規就農者・漁業就業者の確保・育成

②未来の本県農業を担う中核的な農業者の育成

③子ども・若者など誰もが憧れる経営体の育成

①地域農業や農村を支える多様な主体の確保・育成

②農業・水産業に関わる支え手の拡大

①食育によるファン拡大

②都市と農村の交流、農業・水産業体験等によるファン拡大

③本県農業・水産業の魅力発信

### 政策

(1) 需要の変化に対応できる生産力を確保する

(2) 地域の魅力や強みを生かした生産を進める

(3) 経営体質の強化を進める

(4) 消費喚起によるブランド力の向上および販路拡大

### 施策

①日本有数の米どころとしてのさらなる躍進

②麦大豆の安定供給を目指した取組の推進

③汎用性が高くスマート農業の導入にも対応する基盤整備の推進

④選ばれる近江牛づくりの推進および持続可能な県産畜産物の生産

⑤水産資源の管理と持続的利用の推進

⑥地域の漁場の利用適正化

①都市近郊の強みを生かす野菜、花き、果樹の億円産地づくり

②茶などの輸出に対応した産地づくり

③地域を元気にする特産づくり

④琵琶湖ならではの自然資源を利用した漁業生産の推進

①農業・水産業の担い手の経営体質強化

②省力・効率化につながる農業生産基盤の整備

①滋賀ブランドとして消費者が選ぶ近江米

②近江牛をはじめとした県産畜産物の魅力発信

③都市近郊の強みを生かした野菜、果物、花き等の販売力の強化

④県産農畜水産物を世界へ

⑤琵琶湖八珍のブランド力強化および湖魚が届く流通の効率化促進

⑥「食」を通じた県産農畜水産物の魅力発信や消費拡大

### 政策

(1) 農山漁村に関わる人を増やす

(2) 多様な主体との連携強化で農山漁村の暮らしの維持・活性化を図る

(3) 地域全体で生産基盤を守る

### 施策

①地域の魅力強化に向けた関係人口の創出

②漁と魚と料理を堪能できる漁村の創造

①農作物の鳥獣被害を少なくする取組の推進

②農村コミュニティを維持・活性化する取組の推進

③異業種との連携による地域の活性化

①農業・水産業生産基盤の整備

②多様な主体の連携・協働による地域資源の保全・活用

共通視点

人



### 政策

(1) 琵琶湖を中心とする自然環境と調和のとれた農業・水産業を展開する

(2) 地球温暖化対応策のさらなる推進に取り組む

(3) 自然災害などのリスクに対応する

### 施策

①生産性と持続性を両立した環境こだわり農業等の展開

②環境と調和した全国のトップランナーとしてのオーガニック産地の拡大

③環境と調和の取れた付加価値が伝わる生産・流通・消費の好循環の実現

④漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源の回復

⑤家畜ふん堆肥の有機資源としての有効活用と耕畜連携による飼料づくり

①温暖化の進行を緩和する対策の展開

②温暖化による影響への適応策の展開

③2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた中長期的な対応策の検討・実施

①農業用ダム・ため池等の防災減災対策

②家畜伝染病等の発生に備えた体制整備や養殖業における魚病対策の推進

③自然災害等に対するリスクマネジメントの推進

視点

環境



## 第4章 政策の推進方法

- ・ 県民に対する情報提供
- ・ 分野別（農・畜・水産業、流通・販売等）の政策推進
- ・ 試験研究と普及活動による施策の推進 他

### 参考資料

- ・ 2025年における滋賀県農業・水産業に影響を及ぼす社会情勢の変化
- ・ SDG s のゴール、ターゲットと関連する施策との関連性 他

# 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

## 食料安全保障の確保

### 食料の安定的な供給

#### 国内の農業生産の増大

##### 目標

##### ○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

+

#### 安定的な輸入の確保

+

#### 備蓄の確保

### 食料自給力の確保

(農地、人、技術、生産資材)

##### 目標

##### ○農地の確保

(農地面積：412万ha)

##### ○サステイナブルな農業構造

##### 49歳以下の担い手数：

現在の水準  
(2023年：4.8万)を維持

##### ○生産性の向上

(労働生産性・土地生産性)

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：  
(米) 15ha以上の経営体  
11,350円/60kg→9,500円/60kg  
(麦、大豆) 2割減(現状比)

## ➤ 農地総量の確保、サステイナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステイナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

## ➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

農業の持続的な発展

農業経営の「収益力」を高め、  
農業者の「所得を向上」

## 食料安全保障の確保

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

### 食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス  
+不測時のアクセス

### 環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）  
〔削減量：1,176万t-CO<sub>2</sub>〕

### 多面的機能の発揮

## 農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全  
地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が見られた市町村数  
〔市町村数：630〕
- 農村地域において創出された付加価値額  
〔付加価値額：22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

## ➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

### 「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

## ➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

## ➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

## 国民理解の醸成

○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進